

1 方針の概要

(1) 方針策定の趣旨等

「方針策定の目的・意義」や「本市の民間活用の考え方の変遷と今後の民間活用」を整理

(2) 本市が目指す民間活用(川崎版PPP)の基本的な考え方

「民間」を従来からの連携パートナーである民間企業のみならず、NPO法人や自治会等を含む「多様な主体」として改めて捉え直し、あらゆる施策分野で基本姿勢に基づき民間活用を図っていくことを明記

(3) 優先的検討に関する基本的な方針

国の示す「優先的検討指針」を踏まえ、庁内の意思決定を経る実効性のある手続を行うため、「施設整備・管理運営事業」及び「100㎡以上の公有財産活用事業」について、原則すべて優先的検討の対象とする「優先的検討プロセスによる検討」を規定

(4) 地域経済活性化に向けた基本的な方針

民間活用事業の実施にあたり、市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢とした、地域経済活性化に向けた主な取組を規定

(5) 民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針

民間独自の創意工夫やノウハウ及びアイデアによる事業の発案をより一層促し、様々な民間活用の適用につなげるための、民間提案制度を規定

(6) 確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針

サービスの質、安全性（継続性）の確保や、次期事業等に向けた必要な見直しを行うため、モニタリング等の実施について規定

(7) 取組の全体像

2 川崎市における民間活用の周知等に向けた取組

(1) ロングリスト等の公表

本市が民間活用を図る可能性のある事業等を早い段階から周知し、民間事業者の事業参画に向けた準備等を進めることなどを目的に、事業の進捗に応じて、ロングリスト（33事業）・ショートリスト（4事業）・発注リスト（5事業）を公表・更新（令和7年2月末時点）

(2) 民間活用推進方針紹介動画の配信

日本PFI・PPP協会と連携し、「日本PFI・PPP協会スマートムービー」に本方針の紹介動画を公開。また、「川崎市チャンネル（YouTube）」にて、本方針紹介動画（【総論編】【各論編1・2】）を公開（令和7年2月末時点 総再生回数1,680回以上）



(3) メールニュースの配信

サウンディング調査の実施やプラットフォームの開催など、民間活用に関する情報をメールニュースとして配信（令和7年2月末時点・方針策定後、171件配信。登録者数794名）

(4) 庁内研修の実施

市職員を意識醸成に向け、民間活用の基礎・実践、民間事業者との対話、民間提案制度などについて庁内研修を実施（令和6年度4回実施）

※内1回は外部講師（株式会社ブレインファーム 相見大輔氏）による講演



【外部講師による講演】

3 優先的検討プロセス等による検討

令和6年度中に事業者選定を行った事業、発注リストに掲載した事業（詳細な検討を行った事業）、ショートリストに掲載した事業（簡易な検討を行った事業）等を抜粋
※選定事業者の※は市内企業

(1) 登戸2号街区公園（事業者選定済）

同公園は、「若者をはじめ、子どもからお年寄りまで多様に使える」ことや、「地域の特徴を活かす」ことなどを公園整備に向けた大事にしたいポイントとし、令和3年3月から市と地域が協働して、管理運営協議会設立に向けた取組の推進及びレイアウト検討が進められており、地域からカフェや集会所の設置などを求める意見が上がっている。こうした状況の中、令和3年3月に公園緑地の柔軟かつ多様な利活用の推進等を目的として策定した「パークマネジメント推進方針」に基づき、民間活力の効果的な導入に向けた検討を進め、公募設置管理制度（「Park-PFI 制度」）を活用し、地域要望を踏まえた公園の利便性を高め、さらなる魅力向上に取り組むこととしたもの。

ア 事業方式等概要

事業方式	P a r k - P F I
施設規模	公園面積：約2,500㎡、公園種別：街区公園
事業期間	収益施設の供用（営業）開始から10年間（申請により最長10年の更新可）

イ 選定等の経過

- 令和6年 3月：事業募集開始
- 4月：事業応募締切
- 7月：審査・事業者ヒアリング
- 8月：設置等予定者の決定
- 11月：基本協定の締結
- 令和7年 1月：公園内施設工事着手
- 7月：公園・施設の供用開始（予定）

ウ 事業者選定結果等

募集方式等	公募型プロポーザル（1事業者が応募）
審査機関	川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会
設置予定者	株式会社井出コーポレーション※



【公園全体】

【平面図】



【建物外観】

【カフェ内部】

(2) 堤根余熱利用市民施設整備事業（事業者選定済）

本事業は、昭和57年に運用を開始した、ヨネッティー堤根（堤根余熱利用市民施設）について、市民の健康増進・文化振興及び余熱の有効利用を図るとともに、地域住民に余熱利用市民施設として強く根付いている一方、施設の老朽化が顕著になってきており、施設機能の維持、保全や修繕等の施設管理の問題が生じていた。また、余熱の供給元である堤根処理センターについても建替工事を実施し、再稼働までの約11年間は余熱利用ができない状況となる。これらの背景より、地域住民に求められる余熱利用市民施設を目指し、本施設の整備及び管理運営については、「誰もが生き生きと過ごせる健“幸”のたまり場」というコンセプト及び基本方針を掲げ、PFI法に基づき整備を実施するもの。

ア 事業方式等概要

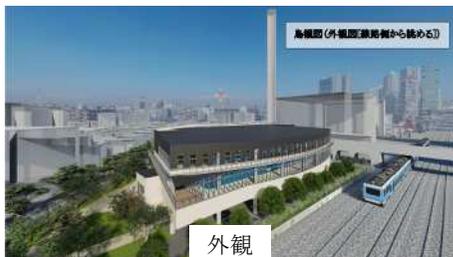
事業方式	PFI事業（BTO）〔混合型〕
施設規模	約2,700㎡（ピロティ、駐車場を除く）
対象業務	設計業務、施工業務、維持管理・運営業務（指定管理）等
事業期間	解体・設計・建設期間3年9ヶ月間、開業準備期間3ヶ月間、維持管理・運営期間15年間

イ 選定等の経過

令和6年 3月：入札公告
8月：提案書類の締切
10月：審査・事業者ヒアリング
10月：落札者決定
令和7年 3月：契約議案・指定管理者の指定議案の議決

ウ 事業者選定結果等

募集方式等	総合評価一般競争入札（2グループが応募）	
審議機関	川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会堤根余熱利用市民施設整備部会	
選定事業者	S P C名	オールフラッツつみね株式会社
	代表企業	ユニ・アジアキャピタルジャパン株式会社
	構成員	露木建設株式会社 [※] 、静岡ビル保善株式会社、株式会社ショウエイ [※] 、スポーツインテリジェンス株式会社
落札金額	4,846,747,349円（消費税及び地方消費税を含まない。）	
V F M	特定事業選定時：4.09%、事業者選定時：5.68%	



(3) 大師地区・田島地区複合施設整備事業

川崎市にある2つの区役所支所を「共に支え合う地域づくりを推進する身近な拠点」としてこども文化センター、老人いこいの家等を複合化して整備することとし、令和4年8月に「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」を策定した。本事業は、大師地区・田島地区の施設整備等について、施設の設計、建設、維持管理を一体的に実施することにより、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした、ハードとソフトが相乗効果を生み出すような施設計画や事業計画により、この施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることや、事業期間全体を通じて、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、市民ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的・効率的な業務遂行による市のより一層の財政負担の軽減が図られることを期待して実施したもの。

	大師地区複合施設	田島地区複合施設
施設規模	1,800～2,000㎡程度	1,800～2,000㎡程度
機能	大師支所、大師こ文・大師いこい、大師一般環境大気測定局	田島支所、田島こ文・田島いこい
事業方式（対象業務）	B T M + O方式 （「既存施設解体・設計・建設・維持管理」＋「指定管理」）	
事業期間	・ B T M：設計・建設後、15年程度（約18年間） ・ O：開設準備（約2年）＋指定管理（約5年） ※各々、別発注（B T M事業者選定後、O事業者を公募）とし、設計段階でO事業者の意見を取り入れる。	

① 大師地区複合施設（事業者選定済）

ア 選定等の経過

令和6年 4月：入札公告
9月：提案書類の締切
11月：審査・事業者ヒアリング
12月：落札者決定
令和7年 3月：契約議案の議決



イ 事業者選定結果等

募集方式等	総合評価一般競争入札（2グループが応募）	
審議機関	川崎市民間活用推進委員会（大師地区複合施設整備に関する民間事業者選定部会）	
選定事業者	代表企業	ジェクト株式会社 [※]
	構成員	株式会社大藪元宏建築研究所 [※] 、秋山商事株式会社 [※]
落札金額	2,178,158,500円（消費税及び地方消費税を含まない。）	



② 田島地区複合施設（入札公告済）

ア スケジュール（予定）

令和6年 10月：入札公告
令和7年 3月：提案書類の締切
6月：審査・事業者ヒアリング（予定）
7月：落札者決定（予定）
10月：契約議案の議決（予定）

イ 事業者選定方法

募集方式等	総合評価一般競争入札	
審議機関	川崎市民間活用推進委員会（田島地区複合施設整備に関する民間事業者選定部会）	



(4) 川崎市中央卸売市場北部市場機能更新（入札公告済）

北部市場は、市域を中心とした食の安定供給に貢献してきたが、開場から42年が経過し、施設者朽化に対応するため、また、社会経済環境の変化に対応した機能強化を図るため、全体的な機能の更新が必要となっている。

本事業は、事業対象地全体の有効活用、PPP/PFI手法等による民間事業者のノウハウ・創意工夫の活用など、北部市場が持ちうる資源や手段を最大限に活用し、機能更新を契機とした新規機能の導入による食品流通機能の強化・補完、卸売市場事業特別会計の健全化・持続化、市民に親しまれる市場化の推進など、本市の目指す食品流通拠点の実現を目指すものである。

ア 事業方式等概要

事業方式	P F I（B T O）方式 [サービス購入型] + 定期借地（余剰地活用）	
対象施設	川崎市中央卸売市場北部市場	
事業期間	P F I：約32年間（調査・設計等4年 + 工事8年 + 維持管理20年） 定期借地（余剰地活用）：50年間 ※基本計画で示すモデルケースの場合	
敷地面積	168,396.12㎡	
整備予定施設の概要	売場（3部門）	青果部：23,700㎡程度、水産物部：10,100㎡程度、花き部：1,900㎡程度
	関連商品売場	8,100㎡程度
	その他	管理事務所：5,300㎡程度、冷蔵・冷凍施設：10,500㎡程度、 駐車場：39,000㎡程度（1,600台程度）
	余剰地面積	60,000㎡程度 ※基本計画で示すモデルケースの場合
V F M	付帯的施設なし（公共施設部分のみ）14.60%	
対象業務	設計業務、建設業務、維持管理業務、余剰地活用（市場機能連携エリア）	



モデルケース<R19（完成・全棟供用開始）>

イ スケジュール（予定）

- 令和6年 9月：入札公告
- 令和7年 3月：提案書類の締切
- 5月：審査・事業者ヒアリング（予定）
- 5月：落札者決定（予定）
- 12月：契約議案の議決（予定）

ウ 事業者選定方法

募集方式等	総合評価一般競争入札
審議機関	川崎市中央卸売市場開設運営協議会北部市場機能更新事業者選定部会

(5) 幸区保育・子育て総合支援センター整備事業（簡易な検討を実施）

幸区にある河原町保育園については、築52年が経過し、耐震対策に伴う建替えを機に、地域の子育て支援拠点「地域子育て支援センター」や各種講座・保育関係職員の研修のためのスペース等を併設した「（仮称）幸区保育・子育て総合支援センター」として、令和12年度の開設を目指しており、効率的・効果的な事業手法等について検討を行った。

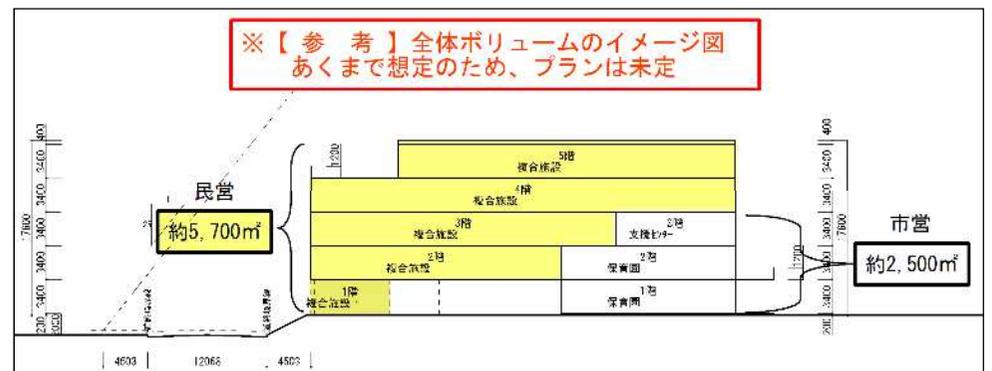
サウンディング調査において、従来方式より民間活用方式の方がメリットが認められたため、「詳細な検討」へ進むこととした。

ア 整備手法等概要

事業方式（想定）	民間活用方式
対象施設	（仮称）幸区保育・子育て総合支援センター
敷地面積	約4,100㎡
施設規模と機能	延床面積：1,850㎡程度（1・2階：保育園、3階：支援センター） 保育園：約2000㎡、園庭：約600㎡、民営：約5,700㎡（最大規模の場合）

イ スケジュール（予定）

令和6～7年度で詳細な検討を実施



(6) 新たなミュージアム整備事業（簡易な検討を実施）

市民ミュージアムは、令和元年東日本台風により施設や設備、収蔵品が被災し、等々力緑地の旧施設における展示等の活動が不可能となった。

そのため、可能な限り被災リスクの少ない場所での新たなミュージアムの開設を目指し、令和7年2月に「新たなミュージアムに関する基本計画」を策定し、「生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリア」を開設地として決定した。

生田緑地ビジョンでは、ばら苑の再整備、新たなミュージアム構想、向ヶ丘遊園跡地利用計画などの多様な魅力が自然の輪の中で融合し、生田緑地の価値・魅力を向上するとともに、「ばら苑及びばら苑周辺区域」は、地区全体の魅力の最大化に向け最適な配置を検討することとしている。

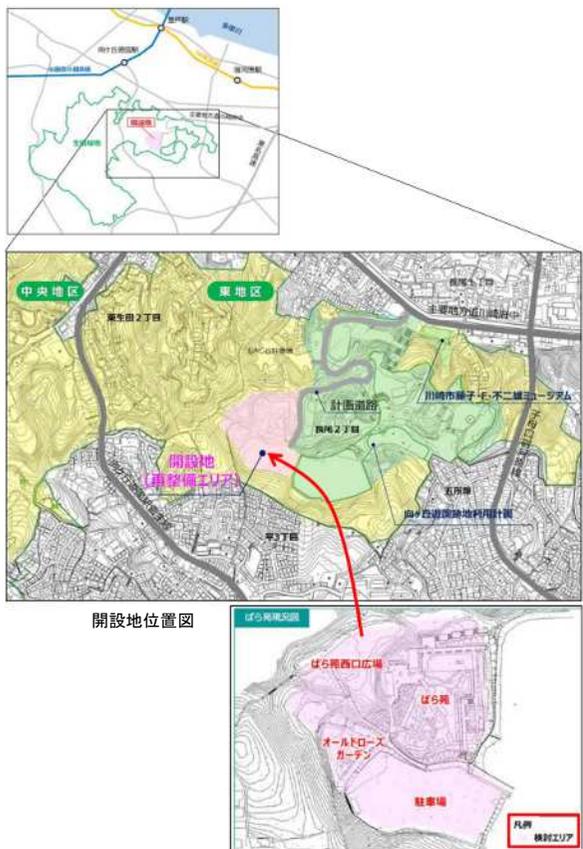
サウンディング調査の実施など検討を進めた結果、従来型手法による整備よりも民間活用手法の導入による整備の方が、サービス水準や効率性の向上等の視点において優位性があるという結論に至ったことから、ばら苑等との一体整備等の検討も含め、エリア全体の魅力や価値の創出・向上を図るため、費用面での詳細な定量的検討や民間活用手法を導入した際の効果と課題、官民のリスク分担等について「詳細な検討」を進めることとした。

ア 整備手法等概要

事業方式(想定)	民間活用方式
対象施設	新たなミュージアム
敷地面積	約35,000㎡（生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリア）
施設規模と機能	想定延床面積：9,500～11,500㎡ 収蔵・保管：2,900～3,400㎡、調査研究・デジタル化：400～500㎡、 修復：200～300㎡、展示：1,800～2,200㎡、活動：600～700㎡、 ユニバーサル：1,800～2,500㎡、バックヤード：1,800～1,900㎡

イ スケジュール(予定)

令和6～7年度で詳細な検討を実施



(7) 生田緑地ばら苑管理運営整備事業（簡易な検討を実施）

生田緑地ばら苑は、昭和33年に小田急向ヶ丘遊園地内の施設として開苑し、小田急向ヶ丘遊園閉園に伴って平成14年に市が引き継ぎ、春と秋に一般開放している。しかしながら、開苑から65年以上が経過し、ばらの感染症対策、施設の老朽化、庭園としての魅力向上、バリアフリーやアクセス向上等の課題に直面している。

PPPプラットフォーム意見交換会の実施など検討を進めた結果、整備・管理運営において民間活力導入により「公園緑地における収益性の確保・向上と維持管理に係る財政負担の軽減」、民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進」等が期待されることから、魅力的かつ効率的・効果的な市民サービスの提供に向けて、民間活用手法を基本として「詳細な検討」を進めることとした。

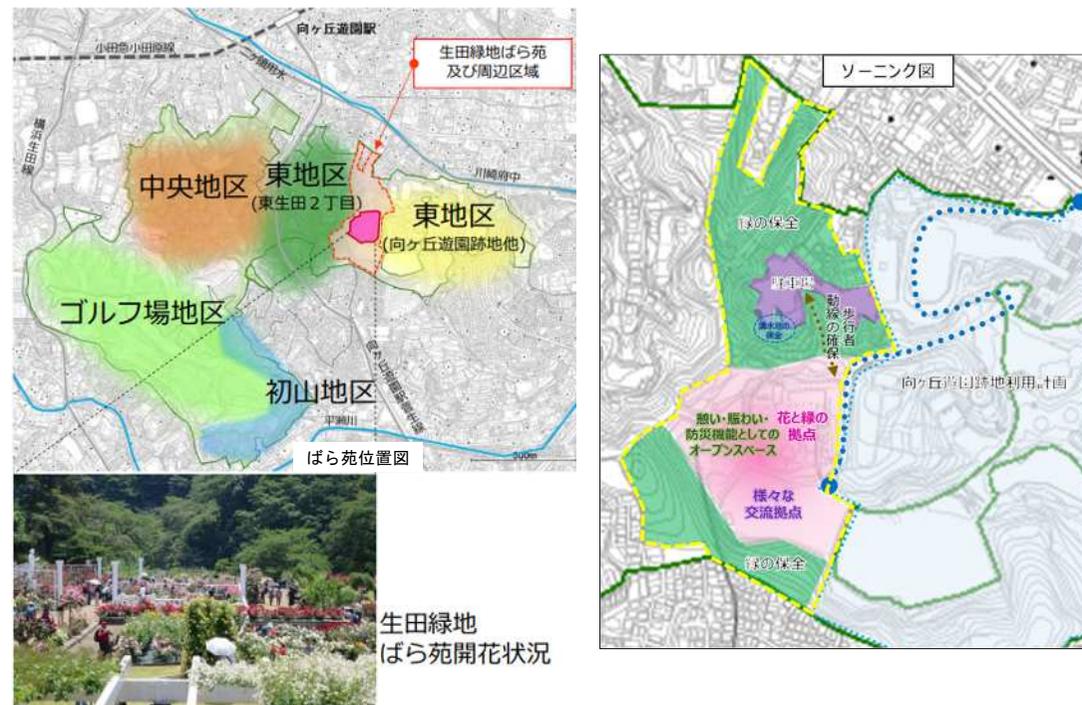
今後は、ばら苑の規模やコンセプト、バラの品種などの再整備に向けた条件の整理とともに、ばら苑周辺の園路や駐車場などの必要な整備等の検討や、新たなミュージアムの開設地決定を踏まえ、一体整備に向けた検討を進めていく。

ア 整備手法等概要

事業方式(想定)	民間活用方式
対象施設	生田緑地ばら苑
敷地面積	約74,000㎡（生田緑地ばら苑及び周辺区域） ばら苑12,000㎡、管理ヤード、臨時駐車場8,600㎡
施設機能(想定)	飲食・物販施設、休憩施設、管理施設、交流施設、トイレ機能、バックヤード機能（規模は検討中）

イ スケジュール(予定)

令和6～7年度で詳細な検討を実施



(8)新川崎・創造のもりの機能更新事業（簡易な検討を実施）

新川崎・創造のもりは、慶應義塾と連携して、本市が目指す「量子イノベーションパーク」と慶應義塾が目指す「世界に伍する研究開発拠点」について一体的な視点で検討を進めており、集積する大学・企業等の技術を基盤とし、様々なプロジェクトの推進を通じ、地域課題や社会課題の解決と成長など、「サステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）」の実現に貢献する研究開発拠点を狙っている。

本事業は、「研究開発を促進する機能」、「人材の集積に関する機能」、「拠点の魅力向上・研究の基盤に関する機能」の具体化するため、本市が財政負担を抑えながら、一定事業に関与し、民間ノウハウを活かした施設整備が可能であり、地代収入と固定資産税等の税金が見込めるメリットの高い事業手法として、「定期借地権方式」を採用することとした。

今後は、サウンディング調査を行いながら、事業者公募のための要求水準等を取りまとめ、令和7年度に事業者選定を行う予定。

ア 整備手法等概要

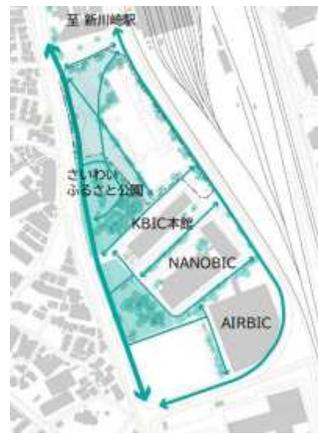
事業方式 (想定)	民間活用方式（定期借地権方式）
対象敷地	新川崎・創造のもり (K ² スクエアタウンキャンパス敷地)
敷地面積	約16,400㎡
施設規模と機能 (イメージプラン)	延床面積：約49,000㎡ ラボ：約37,000～40,000㎡ アメニティ機能：約4,000～5,000㎡ 会議室：約1,200㎡ 滞在機能：約2,000～5,000㎡ 商業：約600㎡

イ スケジュール（予定）

令和7年度：事業者選定を実施

【参考】

KBIC：ものづくり支援機能を備えた新産業支援施設
 NANOBIIC：ナノ・マイクロ技術の産学官共同研究施設
 AIRBIC：官民連携整備のオープンイノベーション拠点



※イメージ図であるため、要件定義ではありません

(9)マンホールトイレ整備事業（簡易な検討を実施）

本市では、これまで避難所等の重要施設へ接続する上下水道管路の耐震化を進めてきており、これを活用し、災害時にも断続的に使用できる衛生的なトイレ環境が確保できるマンホールトイレの整備を検討している。

PPPプラットフォーム意見交換会において、民間活力を活用した場合、一定の諸経費等の削減と工期の短縮の可能性はあるものの、昨今の物価高騰や人手不足、学校敷地内の地中埋設物による設計変更のリスク等、長期一括発注による様々なリスクが想定されること、また、従来手法による整備の場合は、リスク管理が容易であることや市内事業者による災害時の対応などのメリットが見込めることから、民間活力の導入効果が見込めないと判断し、本事業は「従来方式」を採用することとした。

ア 整備手法等概要

事業方式	従来方式
対象施設	市内指定避難所152校※（市内小中学校、既に整備された学校は除いた数） 南部地域：85校（川崎区29校、幸区18校、中原区23校、高津区15校） 北部地域：67校（宮前区24校、多摩区20校、麻生区23校） 区役所5箇所（幸区、中原区、高津区、多摩区、麻生区）

※令和7年4月1日で、1校指定解除となる予定のため、整備対象施設は151校（幸区17校）となる。

(10)消防署所改築事業（簡易な検討を実施）

消防出張所の改築は、施設整備計画等の策定を伴わない簡易な事業であるため、民間活用推進方針における優先的検討プロセスによる検討を行うものではないが、消防出張所は数が多く（28施設）、概ね2年に1回程度の施設整備が連続的に行われることを踏まえ、個別検討事業として民間活力の導入を検討し、今後の施設整備を効率的に行うために整理を行った。

PPPプラットフォーム意見交換会の実施等により検討を行った結果、事業規模が小さいこと、余剰容積の活用も困難であることなどから、民間活力の導入効果が見込めなかったため、本事業は「従来方式」を採用することとした。

なお、複数の出張所の同時発注や複合化の可能性が見込まれる場合に個別に民間活力の導入を検討する。

ア 整備手法等概要

事業方式	従来方式
対象施設	消防署所
施設規模と機能	必要な床面積は概ね300～500㎡程度（救急隊や車両の配置状況等で異なる） ①事務室、②消防活動のための車庫等、③非常用電源設備、④消火ホースの洗浄・乾燥施設、⑤浴室・脱衣室、⑥消毒室（救急隊配置の場合）⑦仮眠室

4 民間提案に関する取組

【方式】

自由発案方式 (フリー型)	テーマを問わず、民間からの自由な民間活用事業の提案やアイデア等を受け付ける
提案募集方式 (テーマ型)	事業所管課がテーマを提示し、民間活用事業の提案やアイデア等を受け付ける

【受付の要件】

① 対象要件	質の高い行政サービスの提供、社会的課題・地域課題の解決、事務の改善・効率化など、本市が抱える課題の解決に資する提案であること
② 財政要件	本市に新たな財政負担が生じないこと ※本市に財政的効果をもたらす場合は、本市の財政支出を伴う提案も可
③ 公益要件	提案者及び提案内容が、公平性・公益性等の観点から妥当であること

(1) デジタル技術を活用した職員の働き方アンケート分析 (フリー型)

ア 提案概要

デジタル技術 (因果分析用AIエンジン) を活用し、本市で実施している職員の働き方アンケートデータから因果関係を短時間で可視化し、分析結果の考察等を行うもの。

提案者は、AIを活用したアンケート分析を含めたコンサルティングのサービス化 (政策立案支援サービス) を計画しており、本提案によりサービス化にあたっての成果を確認できるとともに、本市は「AI分析の有用性」や分析作業の効率化・省力化を確認できる。

イ 提案者

日本電気株式会社 神奈川支社

ウ 実施期間

令和7年2月27日 (協定締結日) ~ 令和7年3月31日



(2) ウェルカムベビープロジェクト (フリー型)

ア 提案概要

まち全体で赤ちゃんの誕生をお祝いし、子育てを応援できる社会になることを目指しているプロジェクトで、妊娠8か月から生後11か月の家庭を対象に、企業からの協賛品、協賛金や地域の方が関わるプレゼントを出産祝いとして提供するもの。

提案者が、企業・団体からの協賛品、協賛金等の募集や、利用者への配布を行い、本市は広報等による支援を行うもの。

本提案により、民間主導の子育て支援文化の醸成、地域住民と子育て世代のつながりの強化、企業の地域貢献活動の促進等の効果が見込まれる。

イ 提案者

一般社団法人 大師ONE博

ウ 実施期間

令和7年4月1日 (予定) ~ 令和8年3月31日



(3) ICT等のデジタル技術を活用した救急業務の効率化に関する実証実験 (テーマ型)

ア 募集概要

救急需要の集中、増大等に対して、**直ちに出場できる体制の確保**や、**現場到着時間の短縮**、**救急隊員の負担軽減**を図るため、**ICT等のデジタル技術を活用**して、**救急隊の活動の効率化**や**事務処理の効率化**等に向けて、事業者のアイデアによる課題解決手法を募集し、効果検証を行うために実施するもの。

イ 募集期間

令和6年3月8日 ~ 令和6年4月10日

ウ 募集結果

TXP Medical株式会社、株式会社Smart119、日本電気株式会社 神奈川支社 (3事業者が応募)

エ 実施期間

令和6年9月9日 (協定締結日) ~ 令和7年3月31日

オ 実証実験の内容

- ・搬送先医療機関選定の効率化
- ・傷病者引渡しに係る事務手続きの効率化
- ・救急隊員の事務処理の効率化
- ・医療機関の業務の効率化 等

(4)市内の公園緑地において、キッチンカー等の社会実験（テーマ型）

ア 募集概要

川崎市内の公園緑地において、地域活性化や公園の魅力向上につなげていくため、社会実験「KAWASAKI PARK CARAVAN」として、さまざまな地域において、キッチンカーや物販等を行う出店者を募集するもの。

イ 募集期間

第1弾：令和6年5月9日～令和6年7月26日
第2弾：令和6年9月24日～令和7年2月28日（募集区分A：個別出店者）
令和6年9月24日～令和6年10月8日（募集区分B：マネジメント事業者）

ウ 募集結果

第1弾：出店者数21店（応募24店）
第2弾：募集区分A 出店者数2店（応募4店）
募集区分B 株式会社シンクロフード、キッチンカーマルシェ、合同会社ピークスタジオ一級建築士事務所（4事業者が応募）

エ 実施期間

第1弾：令和6年6月8日～令和6年8月25日
第2弾：令和6年10月15日～令和7年3月31日



稲毛公園



堀川町公園



王禅寺ふるさと公園

(5)公共建築工事における積算チェックツールの実証実験（テーマ型）

ア 募集概要

公共建築工事の積算ミスによる工事入札中止のリスクを小さくするため、一元的かつ効率的なチェック体系の構築を目的として、ICT技術の活用による業務効率化と工事積算に関するノウハウを有する民間事業者と連携し、積算チェックツールの導入に関する実証実験を実施するもの。

イ 募集期間

令和6年5月22日～令和6年6月26日

ウ 募集結果

協栄産業株式会社（1事業者が応募）

エ 実施期間

令和6年8月23日（協定締結日）～令和7年7月31日

オ 実施概要

- ・営繕積算システムで作成した内訳書について、一定の条件を付与することでその条件を満たす、または満たさない項目等を検出するアプリケーションソフトウェアを市に提供し、本市でソフトウェアの動作、実用性、操作性を確認する。

(6)稲田公園のさらなる魅力向上のための社会実験（テーマ型）

ア 募集概要

稲田公園内の児童プール広場と東側多目的広場を活用し、一定期間、飲食・物販サービスの提供や地域交流イベントなどを行う社会実験を実施する事業者を募集し、事業の有効性や地域ニーズの把握に加え、児童プール広場周辺や東側多目的広場周辺への施設整備に向けた民間活力導入の条件整理を行うために実施するもの。

イ 募集期間

令和6年9月24日～令和6年11月29日

ウ 募集結果

多摩区子どもの外遊び交流委員会 有志（1事業者が応募）

エ 実施期間

令和7年2月23日

オ 実施概要

- ・プレーパーク、昔遊び、木工、役立つロープワーク、たき火カフェ、防災体験を実施



木工



たき火カフェ



ロープワーク

(7)引越し手順オンラインサービス実施事業者の募集（テーマ型）

ア 募集概要

「引越し」を行う住民が、行政機関宛の転出届等と、引越しに必要な民間サービス等の開始、中止等の手続を、民間事業者のウェブサイトから一括して申請し、自治体や事業者が申請を受理して手続を処理する一連のサービスの提供を行うため、本市と連携して引越し手順オンラインサービスを実施する民間事業者を募集するもの。

イ 募集期間

令和6年10月8日～令和6年11月8日

ウ 募集結果

株式会社NTTデータ（1事業者が応募）

エ 実施期間

令和6年12月20日（協定締結日）～令和8年3月31日

川崎市への引越しはスマホでできます！

電気 ガス 水道 NHK 新聞（一部）他 転出届

令和7年3月以降、電気・ガス・水道等の生活関連サービスが
スマホから一括して申請できます！

5 民間事業者との対話に関する取組

(1) サウンディング調査（5案件、41事業者）

案件名	参加事業者数 (個別対話)	実施期間
新川崎・創造のもりの機能更新	7事業者	令和6年6月7日～7月5日
新たなミュージアムの整備事業	19事業者	令和6年7月22日～7月26日
(仮称) 幸区保育・子育て総合支援センター	2事業者	令和6年8月20日～8月22日
南武線連立関係事業用地取得関連業務委託(案)	4事業者	令和6年8月23日～8月27日
新川崎・創造のもりの機能更新(2回目)	9事業者	令和7年1月27日～2月25日

(2) PPPプラットフォーム意見交換会

「6 PPPプラットフォームに関する取組(下記)」参照

6 PPPプラットフォームに関する取組

(1) PPPプラットフォーム意見交換会（16案件、72事業者+a）

案件名	参加事業者数 (個別対話)	実施期間
川崎市計量検査所跡地の有効活用事業	3事業者	【第1回】 7月29日、30日、31日 8月1日
平間保育園・平間乳児保育園跡地の有効活用事業	3事業者	
臨港道路東扇島水江町線の高架下等の有効活用	7事業者	
さく井(せい)跡地の有効活用策の検討	2事業者	
「持続可能な自然教室の実手法」の検討	7事業者	【第2回】 9月2日、3日
菅生保育園跡地の有効活用	10事業者	
長尾3丁目土地等活用事業	10事業者	【第3回】 11月22日、25日、26日、 27日
民間事業者の活力を活用したちどり公園へのスケートボードパーク等の整備について	4事業者	
武蔵溝ノ口駅周辺でのデジタルサイネージの導入に向けた民間活用について	5事業者	
夢見ヶ崎動物公園魅力創出事業	5事業者	
指定避難所等におけるマンホールトイレ整備手法の検討	5事業者	
(1)多摩市民館(2)麻生市民館・同岡上分館・麻生図書館・同柿生分館の指定管理者制度の導入について	5事業者	

案件名	参加事業者数 (個別対話)	実施期間
川崎市民館・労働会館、同大師分館、同田島分館、川崎図書館大師分館、川崎図書館田島分館の指定管理者制度の導入について	5事業者	【第4回】 1月29日、30日
かわさきTEKTEK(健康ポイント事業)	1事業者	
川崎港東扇島地区掘込部の土地活用	未定	【第5回】 3月26～31日(予定)
市営住宅の次期管理にあたっての管理方式の検討について	未定	



PPPプラットフォーム意見交換会の状況

(2) 勉強会

ア 開催概要

(7) 開催日時

令和7年1月20日（月）15時00分～17時00分

(4) 開催方法

オンライン開催（Zoomウェビナー）

(7) 対象

市内に本店がある事業者及び川崎市職員

(E) テーマ

PPP/PFI事業の「最初の一步」

(E) プログラム

第1部	PPP/PFI事業参画のための基礎知識 講師：鳥生 真紗子（株式会社日本経済研究所 主任研究員）
第2部	登戸2号街区公園の魅力向上に向けたPark-PFI事業について 講師：井出 喜文（株式会社 井出コーポレーション 代表取締役）



講義の様子(第1部)



講義の様子(第2部)

イ 申込者数

73名

ウ アンケートの主な意見

【第1部】

- ・PPP/PFI事業について理解が深まった。
- ・同制度の取り組み意義、プロセスなど基礎知識について学ぶことができた。
- ・事業参加の基礎知識を教えて頂き、取組意義やプロセスが理解できた。

【第2部】

- ・Park-PFIについて具体的なイメージが湧き、理解が深まった。
- ・公園の魅力向上とともに、会社の他事業の向上につながる点など多角的な視点で理解できた。
- ・小規模なPark-PFIは地元をよく理解した企業でないと難しいと感じた。
- ・地元企業かつ周辺で別事業を営む業者にとっては非常に有益な手段となりうると感じた。

(3) セミナー

ア 開催概要

(7) 開催日時

令和7年3月25日（火）13時30分～17時00分

(4) 開催方法

現地開催（川崎市役所本庁舎2階ホール）、オンラインLIVE配信（Zoomウェビナー）

(7) 対象

市内外の民間事業者

(E) テーマ

官民連携の新たな可能性

(E) プログラム

第1部	1 主催者挨拶 ▶ 加藤 順一（川崎市副市長）
	2 基調講演（PPP/PFIの最新動向について） ▶ 土井 海志（内閣府民間資金等活用事業推進室 主査）
	3 講演（スモールコンセッションなど官民連携のこれから） ▶ 高木 信吉（パシフィックコンサルタンツ株式会社社会イノベーション事業本部 PPPマネジメント部エグゼクティブコンサルタント）
第2部	4 パネルディスカッション （包括的な管理による新たな取組～麻生区内学校施設包括管理委託～） 【パネリスト】 ▶ 横山 直子（株式会社日本経済研究所公共デザイン本部地域マネジメント部長） ▶ 後藤 保（和光産業株式会社 PPP事業部次長） ▶ 亀村 豊（川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室担当課長） 【コーディネーター】 ▶ 金谷 隆正（東洋大学大学院公民連携専攻客員教授）
	5 市の事業紹介 ▶ 公共施設跡地の有効活用事業（財政局） ▶ 長尾3丁目土地等活用事業（建設緑政局） ▶ 幸区保育・子育て総合支援センター整備事業（こども未来局） ▶ 新たなミュージアムの整備運営事業（市民文化局） ▶ 生田緑地ばら苑の整備運営事業（建設緑政局） ▶ 市民館・図書館への指定管理者制度導入（教育委員会事務局）

交流会・名刺交換会

イ 申込者数

130名

7 方針改訂の概要

(1) 方針改訂の趣旨等

本方針は、社会経済環境の変化に柔軟に対応していくため、原則として5年毎の見直しを位置付けており、令和2年3月の策定から5年が経過することから、改訂を行った。

(2) 主な改訂内容

① 公有財産活用事業

課題：事業提案を伴わない貸付又は売却の方向で検討を進めると整理した事業が多く、また提案を伴う活用が難しいという事業者からの意見も多く、効果が限定的であった。

改善：①優先的検討の対象財産を一定程度限定(用途地域が住居系を除外)し、効率的な検討を推進。
②優先的検討の対象外であっても、ポテンシャルが確認できた場合は優先的検討に準じる。
③公有財産利活用検討リストを新たに作成し、優先的検討に係わらず、検討の初期から未利用財産を一括掲載するとともに、民間事業者への情報発信を通じてポテンシャルを確認。

② モニタリング

課題：一部で資料の記載の不備や手続き漏れ、重大事象が発生するとともに、専門性の高い施設の運営事業では、専門職との連携が十分ではない事例があった。

改善：モニタリング体制の強化に向けた専門職との連携強化や人材育成を実施。

③ 評価

課題：公有財産利活用事業は、手法が貸付又は売却による民間の事業となることから、市が関与できる範囲が限定的であり、中間評価の頻度が過多となっている恐れがある。

改善：中間評価の頻度を「5年程度に1回」から「5年～10年程度に1回」とする。

④ 社会状況の変化

課題：原材料費などの上昇による物価高騰については、民間活用の領域において特に影響が強く表れていることから、社会状況等を踏まえたリスク分担の考え方を整理する必要がある。

改善：国の考え方「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方(内閣府・令和6年6月3日改正)」も踏まえながら、リスクの考え方について物価高騰に関する補足*を行う。

※補足の内容(太字・下線を追記)

民間活用による公共サービス提供においては、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という原則がある。民間活用事業においては、従来、行政が担ってきた様々なリスクの多くを、民間と適切に分担・管理することにより、事業全体でのリスクを低減させ、効率的な事業の実施が可能となる場合がある。

なお、急激で著しく、かつ通常予測不能な物価変動による建設費の変動等は負担が大きいことから、社会状況変化や国の示す考え方、市民サービスに与える影響などに留意しつつ、通常の範囲内のインフレ・デフレについては民間事業者のリスクとし、一方、通常の範囲を超える物価変動については、市と民間事業者とで、事業手法や性質に応じて適切にリスクを分担することで、事業継続が可能になると考えられる。